

平成 28・29 年度 日齒生涯研修事業実施要領

日 本 齒 科 医 師 会

目 次

1. 日歯生涯研修事業の概要	1
1.1 目的	1
1.2 実施主体	1
1.3 実施対象	1
1.4 「Eシステム」の利用方法について	1
1.5 研修項目と研修コード	1
1.6 研修方式と研修単位	2
1.7 修了の条件／認定の条件	3
1.8 修了証／認定証	4
1.9 実施期間	4
1.10 学術委員会の業務	5
1.11 認定研修会主催者並びに認定研修会	5
2. 日歯生涯研修ガイダンス	7
2.1 平成28・29年度日歯生涯研修ガイダンス一覧	7
2.2 日歯生涯研修ガイダンス新旧変換表	11
3. 留意点	15
3.1 研修項目と研修コード	15
3.2 研修単位の登録	15
3.3 履修状況の確認	15
3.4 研修会主催者	15
3.5 認定研修会	15
3.6 「Eシステム」の利用方法および日歯生涯研修事業に関するQ&Aについて	15
3.7 実施期間	15

1. 日歯生涯研修事業の概要

1.1 目的

歯科医師は国民の健康維持・増進に責任を持つ専門職であり、歯科医学の進歩に対応して必要な研修を生涯にわたって続けることは当然の責務である。

また、世界の歴史に前例を見ない速さで高齢社会になった日本において、歯科医師の社会的責務は今後一層大きなものとなる。

日本歯科医師会会員がその責務を果たすために不断の努力を重ねるための支援を行うこと、また、この事実を広く国民に提示し、国民の理解と正当な評価が得られるようにすることが本事業の目的である。

1.2 実施主体

日本歯科医師会（以下「本会」という）並びに都道府県歯科医師会が主催し、日本歯科医学会、同所属専門分科会、同所属認定分科会、歯科大学、大学歯学部、日本学校歯科医会等の協力により、「JDA E-system」（以下、「E システム」という）を利用して実施する。

本生涯研修事業を推進するため本会並びに都道府県歯科医師会に学術（生涯研修）委員会、またはこれに準ずる機関を設置する。

1.3 実施対象

本会個人会員及び準会員（以下「会員」という）を対象とする。

1.4 「E システム」の利用方法について

「E システム」ではパソコン、IC カードを利用するが、その詳細は別に定める『日歯生涯研修事業「E システム」利用マニュアル』を参照いただく。

1.5 研修項目と研修コード

臨床歯科医にとって基本的かつ必須のカリキュラムの全体像（項目）を「日歯生涯研修ガイダンス」としてまとめた。

研修項目は、大項目、中項目に分類し、各研修項目にはそれぞれ4桁の研修コードを付してある。

なお、研修項目としては、所謂一般教養的なものは含めないことを原則としているが、それが分類された研修項目に関わる内容であればその限りではない。

会員が研修を行い、「日歯生涯研修事業」において単位を取得するには、該当する研修コードを登録することが必要である。

研修コードの構成は以下のとおりである。

- 1) 研修内容は11項目に分類されている（大項目）。
- 2) 大項目の内容を詳細化してさらに分類している（中項目）。
- 3) 大・中項目コードが最終的なコードとなり、単位の登録は大・中項目コードを使う（数字4桁）。
- 4) 中項目ではそれぞれ「手技実習」を設けている。また、分類しきれない内容を「その他」として設けているので、該当するものが無い場合は「その他」の中項目コードを単位の登録に使う。

1.6 研修方式と研修単位

研修を行った結果として取得できる研修単位は、研修方式と時間数等によって決定され、取得単位数に制限はつけない。

研修方式は4種類とし、各方式における研修単位は以下のとおりである。

- 1) 受講研修：1研修コードにつき1時間1単位（20分以上1時間未満は1時間に繰り上げる）

受講研修は、各種講習会、日歯生涯研修セミナー等の講師から講義を受ける方式の研修を指す。取得単位は受講時間によって決定する。1時間であれば1単位、2時間であれば2単位、1時間30分の場合は繰り上げて2単位となる。

- 2) 教材研修：1研修コードにつき1単位

教材研修は、日歯生涯研修ライブラリー等の視聴覚教材や日歯雑誌等の書籍のような教材を自分自身で学ぶ方式の研修を指す。

取得単位は、教材の収録時間や論文の長さによらず、1単位である。

- 3) 能動的研修：1研修コードにつき5単位

能動的研修は、歯科医学大会での発表、歯科医学関係雑誌への論文の投稿等の主体的な活動を行う方式の研修を指す。

取得単位は、時間によらず1活動あたり、5単位である。

- 4) 特別研修：1特別研修会につき10単位（併せて個別テーマ毎の「受講研修」単位取得可能）

次頁の研修会主催者が開催する「特別研修会（学術大会・総会、学会、歯科医学大会、生涯研修セミナー等）」、また同研修会主催者が開催する下記「特別研修会の定義」を満たす研修会を受講した場合には、「特別研修」による単位が取得できる。特別研修の単位は、受講研修登録用ICカードによってのみ登録できるものとする。

また、平成28・29年度日歯生涯研修事業における「特別研修」の単位は、会員の認定条件の対象となる。「特別研修会」を開催する研修会主催者は、「特別研修コード（4ケタ）」を利用して必ず「Eシステム」で受講研修会情報を登録し、研修会当日はICカードリーダーによる受付によって登録する。

なお、「特別研修会」を受講する場合でも、個別テーマ毎の「受講研修」方式による単位は別途取得できる。したがって、「特別研修会」を開催する研修会主催者は当該研修会を「特別研修」として「Eシステム」に登録した場合でも、「受講研修」単位の対象となる個別テーマ毎の受講研修会情報を別途「Eシステム」に登録し、可能であればICカードリーダーにて、それ以外の場合は「短縮コード」を会員に提示する等の対応をいただきたい。

【次頁の研修会主催者が開催する特別研修会の定義】

- ① 会期が午前・午後に亘る等、1日以上研修会
または
- ② 演題が5題以上設定されている研修会

区分	研修会主催者	「特別研修会」扱いとなる研修会等
1	都道府県歯科医師会	生涯研修セミナー、(日歯)生涯研修セミナー、 歯科医学大会、(日本歯科医学会)学術講演会、 地理的に不利な会員に配慮した研修会等
2	各地区歯科医師会	歯科医学大会等
3	日本歯科医学会	日本歯科医学会総会、学術講演会、「集い」等
4	日本歯科医学会専門分科会	総会、学術大会(地方支部主催含む)等
5	日本歯科医学会認定分科会	総会、学術大会(地方支部主催含む)等
6	歯科大学・大学歯学部	総会、学術大会(地方支部主催含む)等
7	歯科大学・大学歯学部同窓会(校友会)	総会、学術大会(地方支部主催含む)等
8	日本歯科医師会	学術大会等

1.7 修了の条件／認定の条件

1) 修了の条件

- (1) 本生涯研修事業修了に必要な研修単位は、実施期間(2年間)で「受講研修」「教材研修」「能動的研修」の3研修方式による合計40単位以上の取得とする。
- (2) 当該事業実施期間内に入会した新入会員については、どの時点での入会でも修了に必要な研修単位は「受講研修」「教材研修」「能動的研修」の3研修方式による合計20単位以上の取得とする。
- (3) 70歳(事業実施期間終了時点)以上の会員については、修了に必要な研修単位は「受講研修」「教材研修」「能動的研修」の3研修方式による合計30単位以上の取得とする。

注：「特別研修」方式による単位を取得した場合でも、個別テーマ毎の「受講研修」方式による単位も併せて取得することができる。(「1.6 研修方式と研修単位 4) 特別研修」を参照)

2) 認定の条件

本生涯研修事業認定に必要な研修単位は、実施期間(2年間)で「受講研修」「教材研修」「能動的研修」の3研修方式による合計60単位以上、且つ「特別研修」(注)による10単位以上を取得し、下記の条件①または②を満たした場合とする。

条件① 日歯生涯研修ガイドンスの大項目(11項目)すべてに単位を取得した場合。

条件② 「3研修方式に対する一定基準(受講研修:45単位以上、教材研修:10単位以上、能動的研修:5単位以上)」を満たした場合。

注：「特別研修」方式による単位を取得した場合でも、個別テーマ毎の「受講研修」方式による単位も併せて取得することができる。(「1.6 研修方式と研修単位 4) 特別研修」を参照)

修了条件・認定条件一覧

\	受講研修	教材研修	能動的研修	特別研修
修了条件	3 研修方式による合計 40 単位（新入会員は 20 単位、70 歳以上の会員は 30 単位）以上			—
認定条件①	3 研修方式による合計 60 単位以上、且つガイダンス大項目すべてに単位取得			10 単位以上
認定条件②	45 単位以上	10 単位以上	5 単位以上	10 単位以上

1.8 修了証／認定証

1) 交付

所定の修了条件、認定条件を達成した会員に対し、研修実績を証するため、本会並びに所属都道府県歯科医師会名をもって、それぞれ「日本歯科医師会 生涯研修事業修了証」「日本歯科医師会 生涯研修事業認定証」を交付する。

2) 公表

修了条件達成者並びに認定条件達成者については、以下のとおり、氏名等の公表を行う。

- (1) 本会の会員向けホームページにおいて氏名を公表する。
- (2) 本会の国民向けホームページ中の「全国の歯医者さん検索」において修了条件達成者並びに認定条件達成者のいる医療機関にはその旨の表示を行う。

3) 有効期間

修了証並びに認定証の有効期間は当該事業年度終了後、2 年間である。

ただし、作製に時間を要するため、氏名の公表や修了証・認定証の掲示等については、便宜的に当該年度の修了証・認定証が送付されてから次回の修了証・認定証が交付されるまでの 2 年間を有効期間とする。

1.9 実施期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までを実施期間とする。

なお、統計処理を行う関係上、実施期間を下記のとおり 1 期 6 ヶ月の 4 期に分けている。

期	期 間
第 1 期	平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日
第 2 期	平成 28 年 10 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
第 3 期	平成 29 年 4 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日
第 4 期	平成 29 年 10 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

1.10 学術委員会の業務

- 1) 日本歯科医師会および学術委員会の役割
 - (1) 本事業の企画・立案及び推進
 - (2) 本事業の啓発と参加のための環境作り
 - (3) 認定研修会主催者並びに認定研修会（全国規模）の審査、認定等
 - (4) 本事業の実施状況の把握と都道府県歯科医師会への情報伝達
 - (5) 入出力データの処理・内容検討及び都道府県歯科医師会への集計結果の報告
 - (6) 修了証・認定証交付のための審査業務及び修了証・認定証の交付
 - (7) その他事業推進・実施に関する業務
- 2) 都道府県歯科医師会および学術委員会等の役割
 - (1) 生涯研修の啓発と参加の呼びかけ等、生涯研修事業実施の環境作り
 - (2) 認定研修会主催者並びに認定研修会（都道府県規模）の審査、認定等
 - (3) 参加会員の評価判定に関する事項
 - (4) 日歯生涯研修ガイダンス（研修コード）に基づく生涯研修の諸事業立案の推進
 - (5) その他会員に対する生涯研修活動の推進、実施に関する業務

1.11 認定研修会主催者並びに認定研修会

- 1) 本事業の趣旨に合致し、会員に一定水準以上の研修を提供できる研修会主催者並びに研修会については、「日本歯科医師会生涯研修事業認定研修会主催者」または「日本歯科医師会生涯研修事業認定研修会」と認定する。

研修会の認定は、全国規模のものは本会が、都道府県規模までのものは都道府県歯科医師会が行う。なお、認定研修会主催者並びに認定研修会の認定の方法は次のうちのいずれかとする。

 - (1) 認定の審議は認定基準に基づき、学術委員会等またはこれに代わり得る機関が行う。
 - (2) 認定は認定基準に基づき、学術担当理事が行う。
- 2) 申請方法
 - (1) 全国規模の研修会について、主催者並びに研修会が認定を受けるには、日本歯科医師会ホームページにある「認定研修会申請」フォーマットに必要な事項を入力して申請する。「認定研修会申請」の内容を本会が審議し、その結果を申請者にメールで通知する。（「平成28・29年度 Eシステム 利用マニュアル」参照）
 - (2) 都道府県規模までのものは、都道府県歯科医師会が審議した結果、認定されたものについて、都道府県歯科医師会が「Eシステム」で登録する。登録処理が完了すると、申請者にメールで結果が通知される。（「平成28・29年度 Eシステム 利用マニュアル」参照）

※申請が承認された研修会主催者は日本歯科医師会ホームページから「Eシステム」にログインし、当該研修会情報の詳細を登録する。
- 3) 研修会主催者並びに研修会の認定要件
 - (1) 研修項目 日歯生涯研修ガイダンスに基づくこと
 - (2) 研修時間数 研修会1回あたりの開催時間が1時間以上であること
 - (3) 講師の資格 大学講師以上、臨床経験10年以上、またはこれに準ずること
 - (4) 対象 歯科医師を対象とした研修会（医療、介護、福祉関係者等を対象とするものも含む）

4) 研修単位について

研修方式は「1. 受講研修」が対象となり、単位数は1研修コードあたり1時間で1単位である。2時間であれば2単位となる。

なお、当該研修会において講師を務めた会員は「3. 能動的研修」とし5単位を取得できる。

5) 義務について

認定された研修会主催者は、研修会主催者としての義務を負う。

2. 日歯生涯研修ガイダンス

2.1 平成 28・29 年度日歯生涯研修ガイダンス一覧

研修コード		研修項目	
21		I	歯科医療的課題
	01	1	医療倫理
	02	2	医療管理・安全
	03	3	医療関連法規
	04	4	医療保険
	05	5	診療情報・記録
	06	6	警察歯科・法歯科医学
	07	7	地域保健
	08	8	学校歯科保健
	09	9	介護歯科保健
	10	10	産業保健
	11	11	臨床研修
	12	12	医療制度
	13	13	情報化（IT）
	14	14	災害医療
	98	98	手技実習
	99	99	その他
22		II	基礎歯科医学
	01	1	解剖・微細構造学
	02	2	病理学
	03	3	微生物学
	04	4	薬理学
	05	5	生理学
	06	6	生化学
	07	7	歯科理工学
	98	98	手技実習
	99	99	その他
23		III	基本的診療法
	01	1	医療面接と診察
	02	2	基本的検査法・臨床検査

	03	3	治療計画とインフォームドコンセント
	04	4	画像診断装置と画像診断
	05	5	定期検診とメンテナンス
	06	6	感染予防と滅菌法
	07	7	医療事故と処置対応
	08	8	薬物療法と投薬
	98	98	手技実習
	99	99	その他
24		IV	全身との関わり
	01	1	全身管理
	02	2	全身疾患と歯科診療
	03	3	救命救急処置
	04	4	隣接医学
	98	98	手技実習
	99	99	その他
25		V	歯の保存
	01	1	齲蝕病巣の対応
	02	2	知覚過敏症
	03	3	歯内療法
	04	4	歯周治療
	05	5	歯の移植と再植
	98	98	手技実習
	99	99	その他
26		VI	歯冠修復・欠損補綴
	01	1	窩洞形成・支台歯形成
	02	2	印象採得と咬合採得
	03	3	修復法と修復材料
	04	4	接着と合着
	05	5	審美歯科
	06	6	欠損歯列の診断と設計
	07	7	架工義歯
	08	8	有床義歯
	09	9	インプラント
	98	98	手技実習

	99	99	その他
27		VII	麻酔・口腔外科
	01	1	局所麻酔法
	02	2	外科基本手技
	03	3	炎症性疾患と消炎処置
	04	4	外傷
	05	5	嚢胞・腫瘍および類似疾患
	06	6	口腔粘膜・唾液腺疾患
	07	7	神経・血液疾患
	08	8	顎顔面痛
	98	98	手技実習
	99	99	その他
28		VIII	咬合・口腔関連機能障害と不定愁訴
	01	1	咬合治療
	02	2	顎関節症
	03	3	パラファンクション
	04	4	発語・摂食・嚥下障害
	05	5	睡眠時呼吸障害
	06	6	ドライマウス
	07	7	口臭
	08	8	心療歯科
	98	98	手技実習
	99	99	その他
29		IX	口腔の発育と異常・加齢に伴う疾患
	01	1	先天異常・発育異常
	02	2	小児の歯科処置
	03	3	咬合育成
	04	4	障害児・者の歯科処置
	05	5	MTM・矯正治療
	06	6	高齢者の歯科処置
	07	7	訪問診療
	08	8	食育・栄養
	09	9	プライマリケア
	98	98	手技実習

	99	99	その他
30		X	歯科疾患と傷害の予防
	01	1	歯科疾患の予防と取組み
	02	2	口腔清掃と口腔ケア
	03	3	スポーツ歯科
	98	98	手技実習
	99	99	その他
31		XI	先進医療と歯科器材
	01	1	歯科機器
	02	2	歯科材料
	03	3	生体材料
	04	4	分子生物学・遺伝子工学
	98	98	手技実習
	99	99	その他

日歯生涯研修ガイダンス新旧変換表

平成 20・21 年度日歯生涯研修ガイダンス				平成 28・29 年度	
旧研修コード	旧研修項目			変換後の新研修コード	
01		I	歯科医療的課題		
01	01	1	医の倫理と歯科医師の義務	21	01
01	02	2	歯科医師と患者・家族との関係	23	01
			1) インフォームドコンセント	23	03
01	03	3	歯科医療行為と歯科医療施設	21	02
			1) 歯科医師法	21	03
			2) 放射線管理	21	02
			3) 医療廃棄物	21	02
01	04	4	診療情報と診療記録	21	05
			1) 診療録	21	05
			2) 処方箋	21	05
			3) 歯科技工指示書	21	05
			4) 検査指示書	21	05
			5) 医療情報提供書	21	05
			6) 診断書	21	05
01	05	5	医療安全と医療過誤	23	07
01	06	6	警察歯科・法歯科医学	21	06
01	07	7	地域口腔保健	21	07
			1) 母子保健	21	07
			2) 学校保健	21	08
			3) 産業保健	21	10
			4) 成人保健	21	07
			5) 老人保健	21	07
			6) 要介護歯科保健	21	09
01	08	8	医療保険	21	04
01	09	9	医療管理	21	02
01	11	11	臨床研修	21	11
01	12	12	医療制度	21	12
01	13	13	情報化 (IT)	21	13
01	99	99	その他	教材内容に応じて選択	
02		II	基本的診療法		
02	01	1	医療面接と診察	23	01
02	02	2	基本的検査法・臨床検査	23	02
			1) 齲蝕検査	23	02
			2) 歯周検査	23	02
			3) 画像診断	23	04
			4) 顎口腔機能検査	23	02

			5) 口腔内写真
02	03	3	診断・治療計画とインフォームドコンセント
02	04	4	定期検診
02	99	99	その他
03		Ⅲ	全身との関わり
03	01	1	全身の構造と形態・機能
03	02	2	全身観察と管理
03	03	3	有病者と歯科診療
			1) 心臓疾患
			2) 脳血管障害
			3) 糖尿病
			4) 肝臓病
			5) 腎臓病
			6) 血液疾患
			7) 喘息
03	04	4	救急処置
			1) 救急蘇生
			2) 全身的合併症とその処置 脳貧血
			3) 全身的合併症とその処置 過換気症候群
			4) 全身的合併症とその処置 薬物・金属アレルギー
			5) 全身的合併症とその処置 脳卒中
			6) 全身的合併症とその処置 心臓発作
			7) 全身的合併症とその処置 心停止
			8) 全身的合併症とその処置 異物（誤嚥・誤飲）
03	05	5	投薬
03	06	6	感染予防
			1) 感染症
			2) 診療器具、機材の消毒・滅菌法
			3) スタンダードプリコーションと交叉感染予防
03	08	8	隣接医学
03	99	99	その他
04		Ⅳ	歯の保存と補綴
04	01	1	口腔の構造と形態・機能
04	02	2	局所麻酔法
04	03	3	齲蝕病巣の除去と修復処置
04	04	4	窩洞形成、支台形成
04	05	5	印象採得
04	06	6	咬合採得
04	07	7	暫間被覆物
04	08	8	象牙質知覚過敏症に対する処置
04	09	9	歯髄処置
04	10	10	根管処置

21	05
23	03
23	05
教材内容に応じて選択	
22	01
24	02
24	02
24	02
24	02
24	02
24	02
27	07
24	02
24	03
24	03
24	03
24	03
24	03
24	03
24	03
24	03
24	03
23	08
23	06
23	06
23	06
23	06
23	06
24	04
教材内容に応じて選択	
22	01
27	01
26	03
26	01
26	02
26	02
26	01
25	02
25	03
25	03

04	11	11	支台築造
04	12	12	歯冠修復
04	13	13	合着・接着
04	14	14	審美歯科
04	15	15	MTM
04	99	99	その他
05		V	歯周治療と口腔外科処置
05	01	1	歯周病の治療
			1) 歯周基本治療
			2) 歯周外科処置
			3) 再生療法
			4) 固定
			5) メインテナンス
05	02	2	口腔外科処置
			1) 抜歯の基本術式
			2) 切開および縫合
			3) 口腔内消炎手術
			4) 止血処置
			5) 抜歯窩治癒不全処置
			6) 損傷・歯根破折
			7) 炎症性疾患
			8) 嚢胞、腫瘍および類似疾患
			9) 唾液線疾患
			10) 口腔粘膜疾患
			11) 口腔領域の神経疾患
			12) 変型を主徴とする疾患
			13) 歯の再植・移植
05	99	99	その他
06		VI	歯の欠損と治療
06	01	1	欠損歯列の診断と対応
06	02	2	欠損補綴
			1) ブリッジ
			2) パーシャルデンチャー
			3) 全部床義歯
06	03	3	インプラント
06	99	99	その他
07		VII	咬合・咀嚼障害と治療法
07	01	1	咬合治療
07	02	2	顎関節症
07	03	3	ブラキシズム
07	04	4	言語・摂食・嚥下障害
07	06	6	睡眠時呼吸障害

26	01
26	03
26	04
26	05
29	05
教材内容に応じて選択	
25	04
25	04
25	04
31	03
25	04
23	05
27	02
27	02
27	02
27	03
27	02
27	02
27	04
27	03
27	05
27	06
27	06
27	07
29	01
25	05
教材内容に応じて選択	
26	06
26	06
26	07
26	08
26	08
26	09
教材内容に応じて選択	
28	01
28	02
28	03
28	04
28	05

07	07	7	ドライマウス	28	06
07	99	99	その他	教材内容に応じて選択	
08		VIII	歯顎口腔の発育、発育異常、加齢に伴う疾患と治療		
08	01	1	小児の歯科治療	29	02
08	02	2	矯正治療	29	05
08	03	3	先天異常・発育異常	29	01
08	04	4	障害児・者の歯科治療	29	04
08	05	5	高齢者の歯科治療	29	06
08	06	6	要介護者の歯科治療	29	06
08	08	8	食育・栄養	29	08
08	99	99	その他	教材内容に応じて選択	
09		IX	歯科疾患の予防		
09	01	1	歯科疾患の予防と取組み	30	01
			1) 齲蝕	30	01
			2) 歯周疾患	30	01
			3) 口臭	28	07
09	02	2	咬合育成	29	03
09	03	3	スポーツ歯科	30	03
09	05	5	口腔ケア	30	02
09	99	99	その他	教材内容に応じて選択	
10		X	先進医療と歯科器材		
10	01	1	歯科器械	31	01
10	02	2	歯科材料	31	02
10	03	3	生体材料	31	03
10	99	99	その他	教材内容に応じて選択	
11		XI	基礎歯学		
11	01	1	解剖・組織学	22	01
11	02	2	病理学	22	02
11	03	3	免疫学	31	04
11	04	4	微生物学	22	03
11	05	5	薬理学	22	04
11	06	6	生理学	22	05
11	07	7	生化学	22	06
11	08	8	理工学	22	07
11	99	99	その他	教材内容に応じて選択	

3. 留意点

平成 28・29 年度日歯生涯研修事業（以下「日歯生涯研修事業」という）の実施にあたり、特に次の事項に留意をお願いします。

3.1 研修項目と研修コード

研修項目は平成 22・23 年度より抜本的に見直し、新しい大項目・中項目に分類、各研修項目にはそれぞれ新しい 4 桁の研修コードを付しています。

平成 20・21 年度日歯生涯研修事業における研修コードが付された教材等を研修した場合は、「日歯生涯研修ガイドンス新旧変換表」を参照して、新しい研修コードで単位登録することになります。

3.2 研修単位の登録

日歯生涯研修事業での研修単位は、研修会場に設置された IC カードリーダーに日歯生涯研修事業 IC カードをタッチすること、または「E システム」（パソコン）を利用して登録することができます。

当期分の研修単位の最終登録は期末から 15 日間の登録猶予期間内をお願いします。登録猶予期間を過ぎても登録はできますが、この場合は次期分の登録単位とみなされます。

第 4 期は最終期のため、登録猶予期間後の登録はできません。

3.3 履修状況の確認

日歯生涯研修事業では、事業実施期間中でもパソコンから「E システム」を利用して、自分が登録した単位数や現時点での履修状況を確認することができますが、第 4 期終了後には Web サイトでの履修結果の確認に加え、都道府県歯科医師会を通じて「個人別通知票（個人研修単位取得数）」を発行します。

3.4 認定を受けた研修会主催者

認定を受けた全ての研修会主催者は「E システム」上で研修会主催者向けの機能を利用できますので、「受講研修会情報」の登録をお願いします。受講研修会情報を登録すると自動的に「短縮コード」が生成されます。研修会場では、この「短縮コード」を用いて IC カードリーダーの受付設定をお願いします。また、会員が「E システム」を利用して単位登録する際に「短縮コード」を入力すると必要な情報が自動入力され簡単に登録を行うことができます。短縮コードを記載した「研修会認定証（受講研修会案内）」は印刷できますので、会場に掲示、受講者へ配布することができます。

3.5 認定研修会

- 1) 全国規模の認定研修会は主催者が直接、日本歯科医師会のホームページ (<http://www.jda.or.jp/>) から所定の「認定研修会の申請」画面に全ての必要事項を入力して申請（メール送信）します。本会が認定した後は、主催者宛に登録完了メール（ID・パスワード）が送信され、主催者は「E システム」上で研修会主催者向けの機能を利用することができます。
- 2) 都道府県規模の認定研修会は、主催者が都道府県歯科医師会に申請し、都道府県歯科医師会が認定します。都道府県歯科医師会は認定したものを「E システム」上で登録します。登録が完了すると、認定研修会主催者宛に登録完了メールが送信され、主催者は「E システム」上で研修会主催者向けの機能を利用することができます。
- 3) 日歯生涯研修事業では、各主催者がパソコンから「研修会認定証（受講研修会案内）」を印刷することができます。

3.6 「E システム」の利用方法および日歯生涯研修事業に関する Q&A について

平成 20・21 年度日歯生涯研修事業実施要領では後半部分に「E システム」の利用方法および「日歯生涯研修事業に関する Q&A」を掲載していましたが、事業実施期間中に機能、項目等の追加が見込まれるため、随時修正できるよう、平成 22・23 年度からは実施要領とは別に「E システム利用マニュアル」を作成し、併せて「日歯生涯研修事業に関する Q&A」を掲載しています。

3.7 実施期間

実施期間は「平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日」とします。